

社会福祉施設等管理者 様

松山市保健所 保健予防課長

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する
基本的な感染対策の継続について（お願い）

平素から、保健衛生の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日から5類感染症に変更され、各施設では、入居者や職員等を感染から守るため、継続した感染対策を実践いただいていることと思います。5月8日以降の松山市保健所管内の定点医療機関からの患者報告数と集団発生の件数は次のとおりです。

○定点医療機関（17医療機関）からの患者報告数

| 期間 | 患者報告数（人） | 定点当たり患者数（人） |
|-------------|----------|-------------|
| 5月8日～5月14日 | 27 | 1.59 |
| 5月15日～5月21日 | 51 | 3.00 |

○集団発生の報告数

| 期間 | 報告数（件） | （内訳） |
|-------------|--------|---------|
| 5月8日～5月16日 | 0 | 報告なし |
| 5月17日～5月23日 | 2 | 高齢者施設 2 |

集団発生の事例には、手洗い等の手指衛生が不十分であったケースや職員を介して感染が拡大したと思われる事例などがあります。

つきましては、下記のとおり、基本的な感染対策の継続をお願いします。なお、現在、松山市内におけるインフルエンザの定点当たりの報告数も増加していますので、感染防止の意識が低下しないよう対策を継続してください。

記

- 1 感染予防のため、定期的な換気やこまめな手洗い、効果的な場面でのマスクの着用、3密（密集・密接・密閉）の回避などの基本的な感染対策を励行しましょう。
- 2 施設での感染対策として、個人防護具を正しく着用することが大切です。特に、脱衣手順や場所を確認し、感染防止に努めましょう。
- 3 施設職員等で体調不安や症状のある場合は、無理せず自宅で療養あるいは受診しましょう。（就業規定の取扱いも施設管理者の判断に委ねられますので、陽性になった場合を想定し、事前に確認しておきましょう。）
- 4 引き続き、施設等における協力医療機関や嘱託医、かかりつけ医等と連携を強化し、患者が発生した際、適切に対応ができる体制整備を図りましょう。
- 5 新型コロナワクチン接種は、感染予防や重症予防の効果が期待されています。ワクチン接種を希望する場合、接種間隔（3カ月以上）や接種回数を予診票で必ず確認してください。

※松山市ホームページに参考情報を掲載しています。

松山市保健所 HP > 保健予防課 > 感染症 > 注意喚起内

- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関するお知らせ
- ・施設内で集団感染が発生した場合
- ・愛媛県感染症情報センターによる感染症情報や発生動向 など



（担当）

松山市保健所 保健予防課 感染症対策担当
TEL：089-911-1815 FAX：089-923-6062